

登園許可が必要な主な感染症及び登園の目安

	感染症名	感染しやすい期間	登園の目安	病児室利用
第一種	法定感染症		治癒するまで	△
第二種	麻疹(はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日後まで	解熱後3日を経過している事	△
	風疹	発疹出現の7日前から7日後くらい	発疹が消失している事	△
	水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)していること	△
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっている事	△
	インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から、発病後3日程度が最も感染力が強い)	発症したのち5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過している事	△
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症したのち5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過する事(無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日目を経過する事)	×
	結核	—	医師より感染の恐れがないと認められている事	△
	咽頭結膜熱(プール熱:アデノウイルス)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後3日経過している事	△
	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌髄膜炎)	—	医師より感染の恐れがないと認められている事	△
第三種	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失している事、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了している事	△
	腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師より感染の恐れがないと認められている事(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子供については2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能)	×
	流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失している事	×
その他の感染症	急性出血性結膜炎	—	医師より感染の恐れがないと認められている事	×
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過している事	○
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が収まっている事	○
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	○
	伝染性紅斑(りんご病)	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと	○
	ウイルス性胃腸炎	ノロウイルス 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) ロタウイルス アデノウイルス	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれる事	×(※1)
				△
				△
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	○
	RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	○
	帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発疹が痂皮化(かさぶた)していること	○
	突発性発疹	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと	○
	ヒトメタニューモウイルス感染症	—	症状が回復した後	△

病児室利用…○:可、×:不可、△:主治医の判断による

※1 病院感染委員会より入室不可と規定されているもの

※2 38.0℃以上は入室不可。38.0℃未満で活気があれば入室可

出水郡医師会広域医療センター病児保育室「海の子」 2025年5月1日作成